

令和2年(2020年)4月28日

保護者の皆様

滋賀県立三雲養護学校
校 長 稲葉 芳子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の延長について（お知らせ）

平素より、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月13日より県立学校では臨時休業をしておりますが、県内の感染は依然として収まることはなく、未だに予断を許さない状況となっております。

このため、児童生徒への感染リスクの低減および県内の感染拡大を抑制する観点から、下記のとおり臨時休業の期間を延長させていただきたく存じます。保護者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 延長される休業期間について

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）

※ただし、終期について、国の緊急事態宣言等を踏まえ、変更することがあります。

2 具体的な対応について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業です。お子様には、不要不急の外出を控えるようお願いします。
- ・お子様に発熱、咳等の症状がある場合には学校へ連絡し、さらに37.5度以上の熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡の上、その指示に従うようにしてください。

3 学校での一時的対応について

家庭事情や福祉サービスの受入れ状況等によりお子様の居場所を確保できないなど、家庭での対応が困難な場合は、学校にご相談ください。

なおその際には、以下の点について、ご承知ください。

- ・一時的対応を学校へ依頼する場合は、保護者の方の責任の下で判断してください。
- ・当日の検温と健康観察を必ず行い、健康観察カードに記入して持たせてください。なお、咳や発熱の症状等少しでも体調の不良がある場合は対応できません。
- ・学校でこれらの症状がみられた場合は、学校へ迎えにきていただきます。
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付については、課業期間中と同じ取扱いになります。
- ・保護者の方の自家用車による登下校中の事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる

災害共済給付の対象となりません。

- ・保護者の方が送迎を行う場合の交通費については、特別支援教育就学奨励費の対象となりません。
- ・一時的対応を希望される場合には、必ず事前に学校に連絡をしてください。
- ・一時的対応は、登校日を除いて9時～15時です。
- ・給食は実施しませんので、昼食を用意してください。

4 登校日について

登校日につきましては、当面見合わせます。実施の場合は、マチコミメール、電話、ホームページにてお知らせいたします。

5 スクールバス等について

- ・県立特別支援学校のスクールバスは、換気や消毒など可能な限り感染症拡大防止対策を行ったうえで、基本的に毎日運行します。一時的対応に利用していただくことは可能です。ただし、保護者の責任の下で健康観察を行い、咳や発熱の症状がある場合は乗車することができません。なお、スクールバスの過密状況を軽減するため、可能な限り保護者送迎にご協力ください。
- ・保護者送迎の場合は、スクールバス到着・発車時間との重なりを避けるため、以下の時間をお願いします。

送りは 9時15分～30分

迎えは15時15分～30分

- ・スクールバスの運行時刻は、通常と同様です。